

# サービス提供の 基本的な考え方

*2020/11*

関西福祉大学 谷口 泰司

# はじめに

- サービス管理責任者が自らの事業所・施設のサービス提供のあり方を考えるとき、

- ✓ 相手方の置かれた環境（過去を含む）
- ✓ 相手方の意向（潜在的な意向を含む）

を十分に理解する(しようとする)ことはとても大事な視点であり姿勢である。

# はじめに

- 自らの事業所・施設が何を根拠に成立しているかを考えると、何が基本となるかは明らか…



- 障害者総合支援法及び政省令の基本部分を押さえずに「特色」云々だけを主張することは…
  - 単なる独りよがりであり、無法者と何ら変わらない。
  - 特色部分だけをやりたければ、指定を受けずに全額利用者に負担を求めて勝手にやればよい。

# はじめに

基本的な考え方については、

- 障害者基本法
- 障害者総合支援法（指定基準を含む）
- 障害者差別解消法
- 障害者虐待防止法

などに根拠を置くものであり、本講義ではこのうち、

- 利用者主体と意思決定支援
- 自立支援
- 社会的障壁と合理的配慮
- 共生社会

などについて  
考えてみたい。

# 利用者主体と意思決定支援

# 事業所等の責務

利用者に対して

自らに対して

障害者総合支援法 第42条・第51条の22

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

- 障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、
- 関係機関との緊密な連携を図りつつ、
- サービス・相談支援を、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。
- サービス・相談支援の質の評価を行うこと等により、
- サービス・相談支援の質の向上に努めなければならない。
- 障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

# 意思決定支援の意義

- 利用者主体とは、“本人の意思”なくして実現することは極めて困難である。

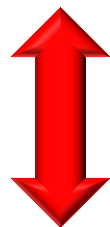


- それ以前の問題として、そもそも“**対等な関係**”は**成立するの**かについて思いをはせる必要がある。
  - ✓ 「支援してもらっている(お世話になっている)から…」
  - ✓ 「やっと利用できた(入所できた)から…」
  - ✓ 「意見を言えば嫌われるのではないか…」
  - ✓ これ以外に本人が気づいていない思いや、過去の成長過程で周囲から封じ込められた思いなどがある…

これらの思い・遠慮の除去・配慮も意思決定支援の一つ

# 成年後見と意思決定支援

- 成年後見制度は、代理行為等を中心とした権利擁護の仕組み



- それ以前の問題として、“本当に”意思の表明・意思決定が困難であるかを見つめるべき



意思決定支援への取り組みが最重要かつ大前提



# 後見人等の留意すべき点

「どうせ分からないんだから任せて」

→ 本人の思いを聞かず、支援者の思いを押し付け

「決めてあげるしかない」「保護してあげないと」

→ 「決める・保護する」ことが権利擁護ではない



高齢者・障害者等が、**自分以外の他者(家族を含む)に支配され**ないための社会的支援が“権利擁護”

→ これを忘れると、“支援”者は容易に“支配”者となる

# 意思決定支援の基本的原則

「2005年意思能力法(Mental Capacity Act 2005)」(イギリス)」より

- ① すべての人は、能力を欠いていると立証されない限り、能力を有すると推定されなければならない。
- ② 本人の意思決定を助けるためのあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかった場合にのみ、意思決定ができないと見なされる。
- ③ 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって、意思決定ができないと見なされてはならない。

# 意思決定支援の基本的原則

「2005年意思能力法(Mental Capacity Act 2005)」(イギリス)」より

- ④ 意思決定能力がないと判断された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト(最善の利益)に適するように行わなければならない。
- ⑤ そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由の制限がより小さい方法で目的を効果的に成し遂げられないか、考慮しなくてはならない。

# 意思決定支援の特徴

- 考えることの対象・素材を**具体的に**示す。
- いくつかの**選択肢**を示す。
- 援助者の考えをクリアに出さない・誘導しない。
- **一緒に悩む**（一緒に悩むという**時間が大切**）。
- 迷う**時間を充分にもつ**。
- その人の言葉になるのを**待つ**。



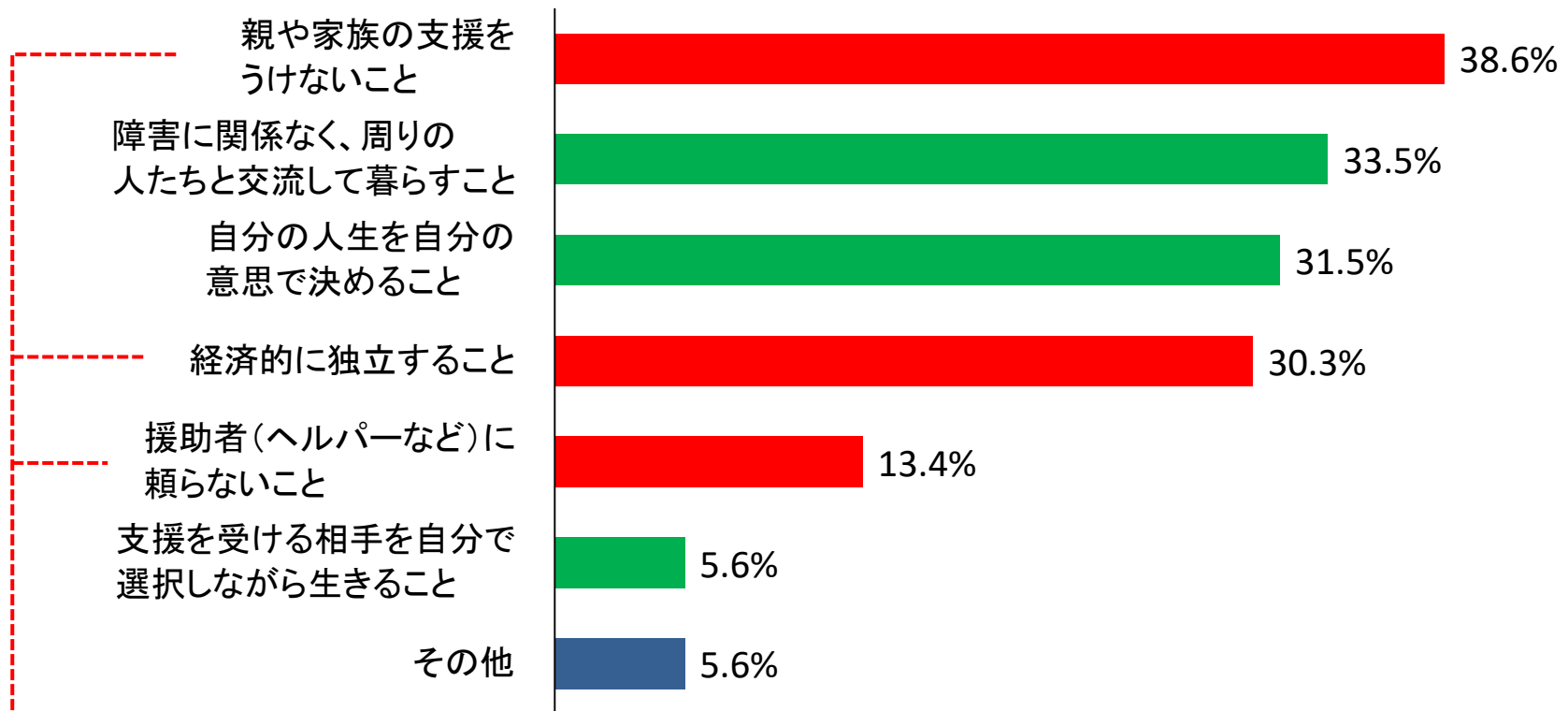
後見制度等では見過ごされがちな点

# 自立支援

# 自立観

兵庫県調査(2017年度): 県内居住の35歳以上の知的障害者400人を抽出

## 自立した暮らしとは



→ 「支援を受けない ≡ 自立」という価値観が今だに残る…

# 自立とは

- 一般的に「自立」の反対語は「依存」と勘違いされていますが、人間は物であったり人であったり、さまざまなものに依存しないと生きていけない。
- “障害者”というのは、「**依存先が限られてしまっている人たち**」のこと。健常者は何にも頼らずに自立していて、障害者はいろいろなものに頼らないと生きていけない人だと勘違いされている。けれども真実は逆で、健常者はさまざまなものに依存できていて、障害者は限られたものにしか依存できていない。



熊谷晋一郎氏  
小児科医／東京大学  
先端科学技術研究センター・特任講師

# 自立とは

- 実は膨大なものに依存しているのに、「私は何にも依存していない」と感じられる状態こそが、“自立”といわれる状態なのだろうと思います。だから、自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。
- 障害者の多くは親か施設しか頼るものがなく、依存先が集中している状態です。だから、障害者の自立生活運動は「依存先を親や施設以外に広げる運動」だと言い換えることができます。



熊谷晋一郎氏  
小児科医／東京大学  
先端科学技術研究セ  
ンター・特任講師



# リハビリテーションの定義の変遷

- ① 1943(昭和18)年 : 全米リハビリテーション審議会  
障害者をして可能な限り身体的・精神的・社会的及び経済的に最  
高度の有用性を獲得するよう回復させること
- ② 1968(昭和43)年 : 世界保健機関(WHO)  
医学的・社会的・教育的・職業的手段を組み合わせ、かつ、相互に  
調整して訓練あるいは再訓練することによって、障害者の機能的  
能力を可能な限りの最高レベルに達せしめること

## コペルニクスの転回

- ③ 1982(昭和57)年 : 障害者に関する世界行動計画(UN)  
身体的・精神的かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可  
能にすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための  
手段を提供していくことを目指し、かつ、時間を限定したプロセス

# 事例) 無期限なりハビリとは…

36歳男性(肢体不自由、身体障害者手帳2級)

- 母親に付き添われ、週3回往復4時間をかけ遠方(大阪)で機能訓練を受け続けている。
- 毎週水曜日は、市内のデイサービス(現生活介護事業所)に通うが、一日中何もせずにゴロゴロしている。

本人の弁 「今日くらいは自分の自由にさせてほしい…」

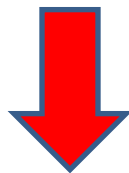


母親の願い 「治る(回復する)かもしれない…」を思うと断れない優しい性格

→ 「死ぬまでリハビリ」の最も悲惨な例

# リハビリテーションと自立

- 上肢の機能障害によって、服のボタンをとめるのに20分かかる者の機能を5分に短縮するための訓練
  - 誰かの助けを借りることは悪いことか…
- ポリオにより下肢が不自由となったが、リハビリのため、杖を使用しながら歩行を続けている
  - 車いすを使用する(≡歩けなくなる)ことは悪いことか…



**「決めるのは本人」、専門職ではない！**

# 自立観の変化

## 【ロビンソン・クルーソー型自立は可能か？】

- 社会構造の変化等

少子高齢社会の進展 → 家族・地域の限界

社会の高度集積・分業化 → 自給自足的社会の消滅

「すべてのことができる人などいない」

その一方で、

「すべての人は、社会の中で何らかの役割を担いうる」

- 福祉制度の充実

サービスをうまく利用しながら自己実現を図るべきとする考え方へ変化してきている。

# 社会的障壁と合理的配慮

# 社会的障壁と合理的配慮

## 【社会的障壁】

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」（障害者基本法）

## 【合理的配慮】

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、(略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない(するように努めなければならない)。」（障害者差別解消法）

# 事業者の合理的配慮

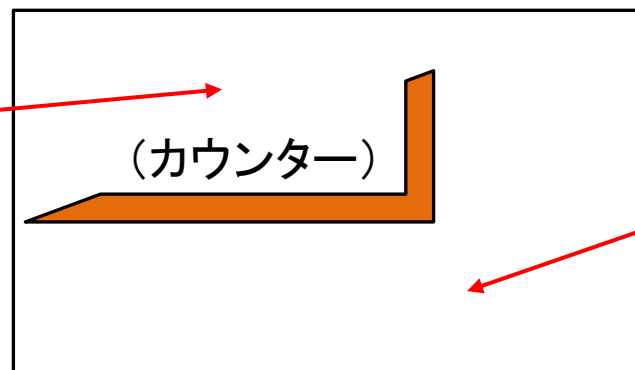
## 【障害者差別解消法】

- 事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合の合理的配慮は**努力義務**

## 【障害者雇用促進法】

- 障害者である労働者についての合理的配慮は**義務**

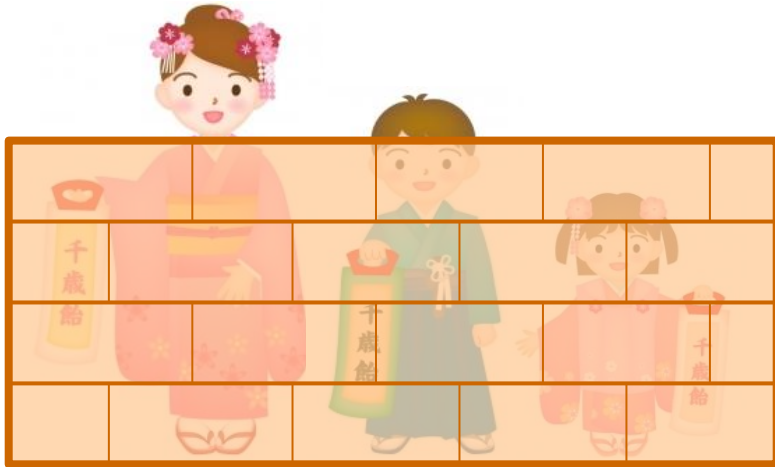
従業員に対する  
配慮は“義務”



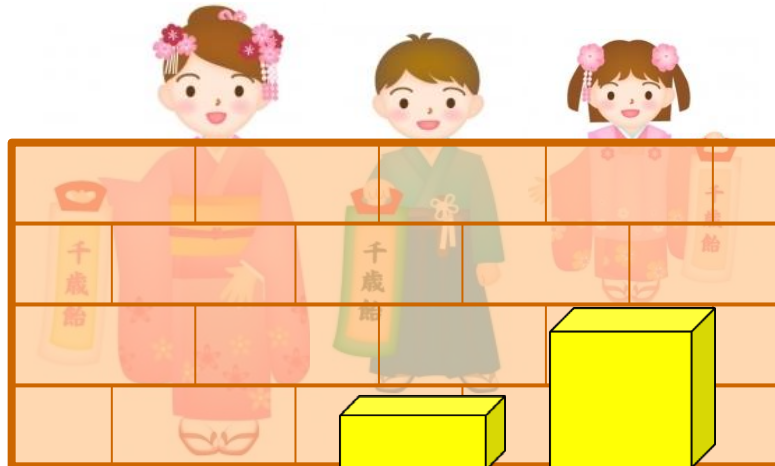
顧客や利用者に対する配慮は  
“努力義務”

(入口)

# 合理的配慮とは



誰も公平に扱うことで、特定の者しかブロック壁超しの景色を見ることができない。



個別に必要な配慮を行うことで、機会の平等を実現(見たかどうかという結果の平等ではない)



# 合理的配慮の不提供に係る正当化事由

- 過度な負担が生じる場合が「正当化事由」となる。
- 過度な負担とは？

## ① 経済的・財政的な面

相手方の性格(個人・団体・公的機関等)、業務内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等が、判断の要素として考慮される。

## ② 業務遂行に及ぼす影響の面

合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかで判断される。

# 過重な負担の判断と説明

- 過重な負担については、事業者において、**具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈**するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要



- 過重な負担に当たると判断した場合、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが必要

義務

努力義務

# 合理的配慮にかかる留意点

- 具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであること
- 双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること
- 技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること

合理的配慮の判断基準に  
前例は通用しない

# 合理的配慮にかかる留意点

- 意思表示が困難な場合には、家族、介助者等が本人を補佐して行う意思の表明も含むものであること
- 意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、自主的な取組に努めることが望ましいこと

- 意思の表明が気軽にできる状況か（対等の関係は？）
- であるからこそ意思決定支援が必要となる。

# 共生社会の実現に向けて

# 基本視点

## 障害者基本法

第1条 (略) 全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する(略)

## 児童福祉法

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

# 障害者基本法

## 第14条 (略)

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、**可能な限りその身近な場所において**これらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その**人権を十分に尊重**しなければならない。

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、**可能な限り**障害者である児童及び生徒が**障害者でない児童及び生徒と共に教育**を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要施策を講じなければならない。

(略)

# ピープル・ファースト

写真の子ども(5歳:重症心身障害児)に会ったとき、

- ① 最初にどこに意識がいきますか？
- ② 最初にどのような言葉かけをしようとしていますか？

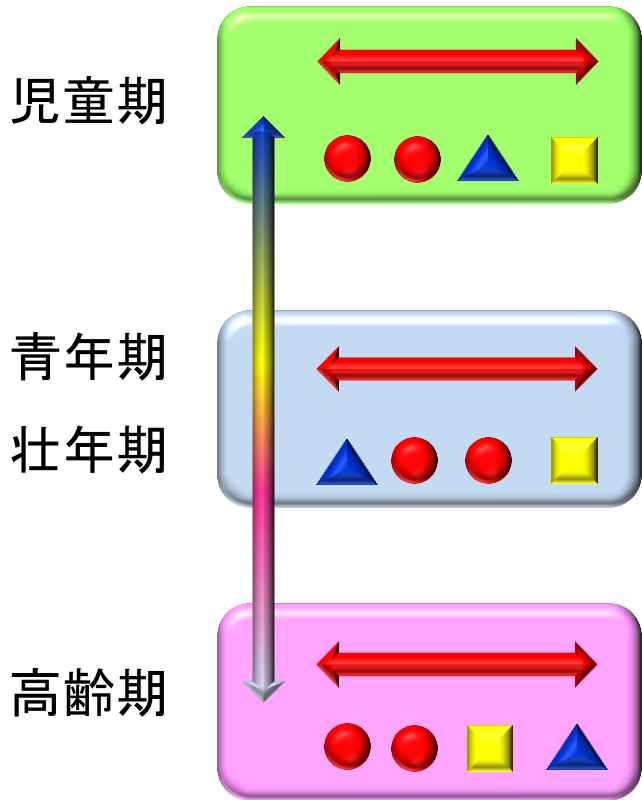


- “障害”が先か“子ども”が先か  
→ このことの意味がいま問われている。

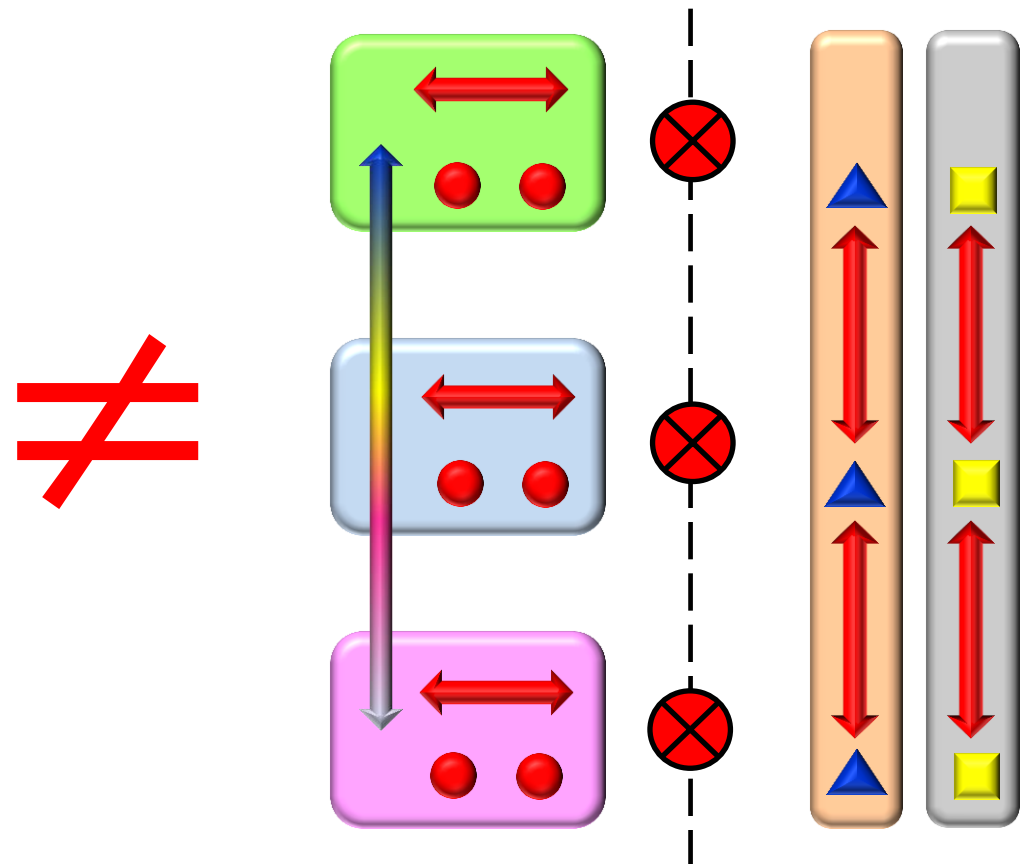


# 共生社会 ≠ 共生型サービス

【共生社会】



【共生型サービス】



- 障害・貧困というだけで生涯を通じて別社会？
- 30歳と80歳の者が同一空間で同一支援の共生？

# “その先”を見据えた支援

- 例えば、生活介護利用者が、施設内においてあらゆる便宜を提供され、しかし、それだけで毎日が過ぎていく。  
→ これを本人も支援者も疑問と思わない。



福祉による長期にわたる「虐待(放置)」と「差別」では？

- **将来展望を持たない福祉は虐待・差別にあたる可能性**があるという認識を持つべきではないか。
- **共生を強く意識した支援を指向するべき**ではないか。

# むすびにかえて

長期入所者の声なき声（事例より）

「一般の認知症高齢者支援と異なり、知的障害のある認知症高齢者の支援からは過去の生活履歴を復元できない…」

（知的障害者を支援する施設の長）

→ この意味するものは大きい…

- 現在の福祉支援に対する警鐘ではないか…
- 何らの記憶にも残らない人生とは…

ご清聴ありがとうございました。

本資料に関するご質問は下記まで

*taniguchi@kusw.ac.jp*